

<<<お知らせ>>>

面会制限の緩和について

日頃から、感染対策に対するご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

感染状況の改善に伴い、3月20日（月）から感染対策緩和として、対面による面会を再開いたします。

面会方法等詳しい内容につきましては、面会に関するご案内文書をお渡しいたしますので、事務所窓口までお問い合わせ下さい。

令和5年3月14日

施設長 山口 康一